

農林業災害対策資金事務取扱要領

施行 平成 2 年 4 月 1 日

最終改正 令和 4 年 7 月 1 日

(趣 旨)

第 1 農林業災害対策資金の運用については、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号。以下「規則」という。）及び農林業災害対策資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(貸付金額の単位)

第 2 農林業災害対策資金の貸付金額は、万円単位とする。

(借入申込み)

第 3 農林業災害対策資金を借り入れようとする農林業者は、居住する地域の市町村長（以下「市町村長」という。）が発行する農林業被害等認定書（任意様式）を添えて、農林業災害対策資金借入申込書（様式第 1 号。以下「借入申込書」という。）を融資機関に提出するものとする。

2 農林業災害対策資金の借入申込期間は、毎年度 4 月 1 日から 3 月 1 5 日までの間で知事がその都度定める期間とする。

(利子補給承認申請等)

第 4 第 3 の借入申込書を受理した融資機関は、内容を審査し、貸し付けることが適当と認めるときは、借入申込書及び農林業被害等認定書の写しを添えて、農林業災害対策資金利子補給承認申請書（農林業災害対策資金事務電算処理要領（以下「電算処理要領」という。）で定める申請様式第 1 号。以下「承認申請書」という。）を市町村長に提出するとともに、その写しを所轄地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 融資機関が行う利子補給承認申請期限は、毎年度 3 月 2 0 日とする。

(利子補給の承認)

第 5 市町村長は、第 4 第 1 項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給することが適当と認めた場合は、農林業災害対策資金利子補給承認通知書（様式第 2 号）を当該融資機関の長に交付するとともに、様式第 3 号の通知書により、所長（当該融資機関が農業協同組合である場合にあつては、所長及び農林中央金庫仙台支店長、宮城県農業協同組合中央会長）に通知するものとする。利子補給することが不適当と認めるときも、その旨を承認の例により通知するものとする。

2 市町村長が行う利子補給承認の期限は、毎年度 3 月 3 1 日とする。

(貸付実行等)

第6 融資機関は、利子補給承認の日の翌日から起算して7日目以降1か月以内に貸付けを完了するものとする。

2 融資機関は、資金の貸付けを行った場合は、翌月15日又は当該貸付に係る市町村の利子補給承認があった年度の翌年度4月15日のいずれか早い時期までに農林業災害対策資金貸付実行報告書（電算処理要領で定める申請様式第3号。以下「貸付実行報告書」という。）を市町村長に提出するとともに、その写しを所長（当該融資機関が農業協同組合である場合にあつては、所長及び宮城県農業協同組合中央会長）に提出するものとする。
（利子補給条件の変更等）

第7 利子補給条件の変更は、借入辞退によるものを除き、原則として認めないものとする。

2 融資機関は、農林業者から利子補給承認された農林業災害対策資金の全部又は一部の借入辞退の申出があったときは、内容を調査の上、変更後の額を朱書した貸付実行報告書にその理由を付して、市町村長に提出するとともに、その写しを所長（当該融資機関が農業協同組合である場合にあつては、所長及び宮城県農業協同組合中央会長）に提出するものとする。
（繰上償還）

第8 融資機関は、借入者から繰上償還金を受け入れたとき（指示により同様の状況になったときも含む。）又は延滞の発生及び延滞金の償還があったときは、農林業災害対策資金繰上償還報告書（電算処理要領で定める申請様式第6号）又は農林業災害対策資金延滞報告書（電算処理要領で定める申請様式第7号）を市町村長に提出するとともに、その写しを所長（当該融資機関が農業協同組合である場合にあつては、所長及び宮城県農業協同組合中央会長）に提出するものとする。

（融資機関からの実績報告書）

第9 融資機関は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る実績報告書（様式第4号）を、市町村長（農業協同組合にあつては、市町村長、農林中央金庫仙台支店長及び宮城県農業協同組合中央会長）の指示に基づいて提出するとともに、その写しを所長（銀行その他の金融機関にあつては、農業振興課又は林業振興課）に提出するものとする。

（利子補給金の確定）

第10 規則第13条に規定する利子補給金の額の確定は、様式第5号の通知書により行うものとする。

（償還方法等）

第11 償還方法は千円単位で元金均等償還（各年の償還金額に端数が生じた場合は、第1回の償還金額に加えて第2回以降均等償還とする。）とし、約定償還日は毎年12月20日とする。

（債務保証）

第12 農林業災害対策資金の融通を円滑にするため、宮城県農業信用基金協会等の債務保証を活用するものとする。

(指 導)

第13 融資機関、市町村、県の地方機関及びその他関係機関は、本資金が農林業者の経営安定に資するよう適切な指導を行うものとする。

(その他)

第14 その他事務取扱いに必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。